

平成 31 年 4 月 11 日

消費者庁長官
岡村 和美 殿

食品添加物表示制度の検討に向けて(要望)

<小売事業者団体>

一般社団法人日本スーパーマーケット協会	会 長	川 野 幸 夫
日本チェーンストア協会	会 長	小 濱 裕 正

<卸売事業者団体>

一般社団法人日本加工食品卸協会	会 長	國 分 晃
-----------------	-----	-------

<製造事業者団体>

一般財団法人食品産業センター	会 長	小 瀬 昉
食品産業中央協議会	会 長	伊 藤 雅 俊
全国食品産業協議会連合会	会 長	山 本 隆 英
日本ハム・ソーセイジ工業協同組合	理事長	福 原 康 彦
一般社団法人日本食肉加工協会	理事長	福 原 康 彦
全国水産加工業協同組合連合会	会長理事	中 山 嘉 昭
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会	会長理事	下 村 全 宏
全国珍味商工業協同組合連合会	理事長	中 村 恵 一
全国調理食品工業協同組合	理事長	岩 田 功
全国いか加工業協同組合	理事長	利 波 英 樹
一般社団法人全国削節工業協会	会長	秋 本 一 壽
一般社団法人日本鯉節協会	会長理事	高 津 克 幸
一般社団法人全国すり身協会	理事長	北 上 誠 一
一般社団法人日本昆布協会	会長	大 西 智 明
日本わかめ協会	会長	岩 崎 誠
日本水産缶詰工業協同組合	理事長	高 木 安 四郎
日本水産缶詰輸出水産業組合	理事長	高 木 安 四郎
日本醤油協会	会 長	濱 口 道 雄
全日本カレー工業協同組合	理事長	江 崎 勝 久
一般社団法人日本パン工業会	代表理事	飯 島 延 浩
全日本菓子協会	会 長	川 村 和 夫
一般社団法人日本即席食品工業協会	理事長	松 尾 昭 英
全国製麺協同組合連合会	会 長	大 峯 茂 樹
全国乾麺協同組合連合会	会 長	高 尾 政 秀
一般社団法人日本冷凍食品協会	会 長	伊 藤 滋
一般社団法人日本惣菜協会	会 長	佐 藤 総一郎
一般社団法人全国清涼飲料連合会	会 長	堀 口 英 樹

(公印省略)

平素より食品産業に対し格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

食品添加物表示制度については、今後、そのあり方について、消費者庁が検討会を設け、検討が進められると承知しております。

については、検討会に向けて、下記の通り要望いたします。

1 頻繁な表示制度の変更は避けるべき

2015年4月に施行された食品表示の大幅な改正以降も、2016年4月の製造所固有記号制度の見直し、2017年9月の加工食品の原料原産地表示新制度の施行、現在進められている遺伝子組換え表示制度の見直し検討、今後検討の開始が予定されている食品添加物表示制度の見直しというように、毎年、食品表示制度の大きな見直しが行われています。

毎年の見直しについては、例えば中堅・大手事業者は包材の切り替え、原料調達など根拠資料の把握整理、表示関係のデータベース・システムの見直し等、多大なコスト(人件費含め)と時間を要しています。また、中小事業者にとっては、コスト増に加え、複雑化する表示制度への対応も困難な状況となっています。これら負担増は価格上昇の一因となり、消費者にも影響を与えかねません。

このため、食品添加物表示制度見直しの検討に当たっては、制度の見直しを前提とすることなく、表示に関する消費者のニーズや制度見直しのメリット、デメリットの検証、頻繁な表示制度変更に苦しみ食品事業者の実行可能性に十分配慮した慎重な検討を要望します。

2 容器包装上の表示スペースの限界も考慮した検討が必要

個食化の進展等により加工食品の小型化が進む中、食品表示法に基づく表示に加え、各種法令によるマーク等、義務表示の増加による情報量が増えています。

これにより、表示の視認性が低下し、消費者はアレルギーや消費期限等の安全性に係る重大な表示を見落とし、事故に繋がる恐れが生じています。食品表示の視認性確保に加え、分かりやすさ、表示スペースの有効活用を考慮に入れながら、消費者と事業者双方のメリットになるような表示全体の見直しが喫緊の課題となっており、現在、消費者委員会食品表示部会で全体像の議論が行われていると承知しております。

このため、食品添加物表示の検討に当たっては、単に、現行の表示制度の枠組みで検討するのではなく、容器包装上の表示を義務付ける各種法律を所管する省庁による調整も行い、アレルギーや消費期限等、特に安全に係る表示を優先させ、安全に関わらない表示については容器包装上の表示から外し、店内ポップ、掲示板、ホームページや電話対応等多様な手法で情報提供できるなど、抜本的見直しを要望します。

3 自主回収の削減に向けた改善が必要

頻繁な表示制度の変更に伴い、食品事業者が表示を行う際に、単純ミスをする等の事案が多くなっています。

現状では、食品表示基準違反などに際しての指導等の指針となる、いわゆる「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき指導する場合、「直ちに表示の是正(表示の修正・商品の撤去)」を行い、「事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗内の告知等の方法により、速やかに情報提供」しなければなりません。事実上、自主回収をしなければならなくなっています。

すなわち、原料原産地や遺伝子組換え表示のように安全性に関わらない表示上の単純ミスであっても、表示の修正・商品の撤去、社告、ウェブサイトの掲示などを求める厳しいものとなっており、指導に従うために食品製造業者は単純ミスの場合でも事実上の自主回収を行わなければなりません。自主回収は年間7～800件にも及び事業者の多大な負担となるだけでなく、食品ロスにも繋がっています。

食品ロスの削減という政府の方針も踏まえ、安全性に係らない単純ミスについては、当指針による指導にあたって、「商品の撤去や社告、ウェブサイトへの掲載等を求める」との規定の対象外とすることを要望します。

以上

食品衛生法等の一部を改正する法律の 概要について

平成31年3月19日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 広域的な食中毒事案への対策強化**
国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。
- 2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化**
原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。
* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。
- 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集**
健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。
- 4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備**
食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。
- 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設**
実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。
- 6. 食品リコール情報の報告制度の創設**
営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。
- 7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)**

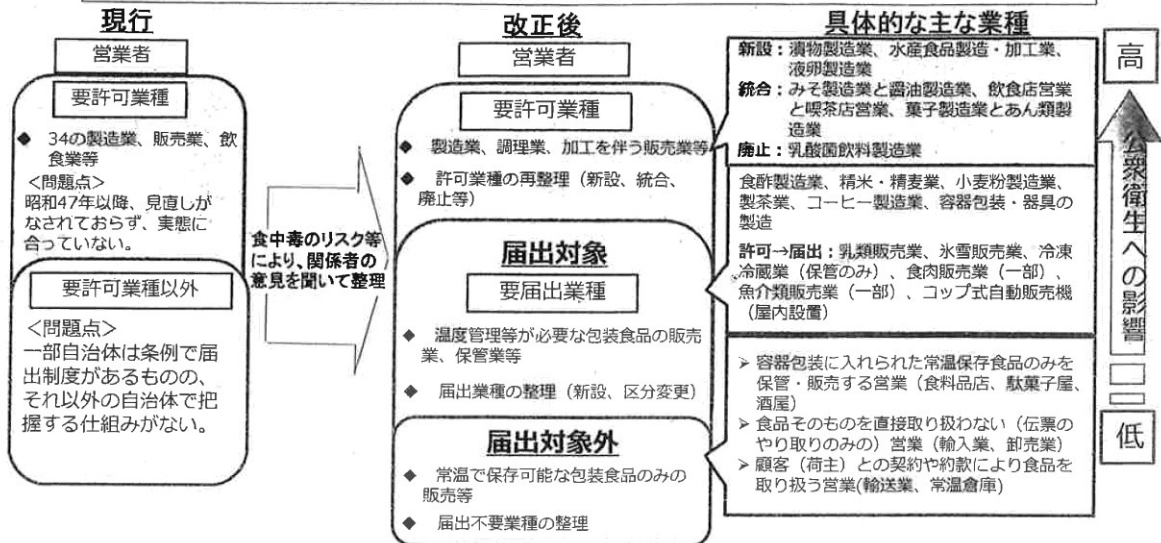
施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



※ 営業施設の基準は参酌基準として施行規則で規定し、自治体における取扱いを平準化

※ 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準に、必要に応じて業種ごとの個別基準を設ける方針

※ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴う新たな規定は設けない方針

営業許可業種の見直し案(主な変更点)

現行の34許可業種(政令)		新設する業種
① 飲食店営業	⑩ 食品の放射線照射業	・ 漬物製造業※
② 喫茶店営業	⑪ 清涼飲料水製造業	・ 水産食品製造・加工業※
③ 菓子製造業	⑫ 乳酸菌飲料製造業	・ 液卵製造業
④ あん類製造業	⑬ 氷雪製造業	・ 食品の小分け業
⑤ アイスクリーム類製造業	⑭ 氷雪販売業	
⑥ 乳処理業	⑮ 食用油脂製造業	
⑦ 特別牛乳搾取処理業	⑯ マーガリンショートニング製造業	
⑧ 乳製品製造業	⑰ みそ製造業	
⑨ 集乳業	⑱ 醤油製造業	
⑩ 乳類販売業	⑲ ソース類製造業	
⑪ 食肉処理業	⑳ 酒類製造業	
⑫ 食肉販売業	㉑ 豆腐製造業	
⑬ 食肉製品製造業	㉒ 納豆製造業	
⑭ 魚介類販売業	㉓ めん類製造業	
⑮ 魚介類せり売営業	㉔ そうざい製造業	
⑯ 食肉ねり製品製造業	㉕ 缶詰又は瓶詰食品製造業	
⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業	㉖ 添加物製造業	
		統合し、1業種での対象食品を拡大する業種
		・ 飲食店営業(喫茶店営業を含む)
		・ 菓子製造業(あん類製造業を含む)
		・ みそ・醤油製造業(みそ加工品、醤油加工品を含む)
		・ 食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
		・ 統合型そうざい製造業※
		・ 統合型冷凍食品製造業※
		※ HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可
		再編する業種
		・ 密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする)
		許可から届出に移行する業種
		・ 乳類販売業
		・ 氷雪販売業
		・ 冷凍冷蔵倉庫業
		一部の業態が許可から届出に移行する業種
		・ 食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
		・ 魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
		・ コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)
		廃止する業種
		・ 乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応)
		・ ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 御中

「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）に関する
意見について」

平成 31 年 4 月 3 日

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-3-4 江戸ビル 4 階

一般社団法人日本加工食品卸協会

専務理事 奥山 則康

TEL 03-3241-6568

連絡先メールアドレス：n.okuyama@kpost.kokubu.co.jp

・提出意見

弊協会傘下の会員企業である加工食品卸売業者は、食品流通の環境変化に対応して温度管理が必要な食品を含む商品をフルラインでの品揃えし、小売業者や外食事業者等の様々な食品関係事業者に販売（取引）しています。

現行の 34 認定業種の分類に基づき様々な取扱食品に応じ、保健所から営業許可を得ており、1 施設で複数の営業許可取得を求められるなど「働き方改革」に逆行して事務手続きが繁雑となっております。このため、今般の本法一部改正の基本的な考え方にあるように業界の実態に応じた見直しとなるよう、見直し案にある許可から届出に移行する業種として「冷凍冷蔵倉庫業」が新設されるようであれば、併せて当業界の取り扱う食品の網羅性等考慮いただき「冷凍冷蔵食品販売業」を新設し、許可から届出制に移行する業種にしていいただければと考え提言します。

尚、2019 年度の弊協会の事業として食品の安全性を確保するため
「食品衛生法改正に伴う衛生管理計画書作成の手引き」を作成する予定です。

ご確認下さい。

よろしく申し上げます。

以上